

青森県報

号外第八十四号

平成二十六年
十一月二十八日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) ……
青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 一

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十二号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 入居申込者及び同居予定者が県税を滞納していないことを証明する書類

第十三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 同居承認申請者、同居者及び新たに同居させようとする者が県税を滞納していないことを証明する書類

第十四条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 入居継続承認申請者及び同居者が県税を滞納していないことを証明する書類
第十八条第一項第二号中、「第十三条第二号イ及び第二号第二号ロ」を「第十三条第三号イ及びロ」に改める。

第二十六条中、「第十三条第二号ロ及び第十四条第二号ロ」を「第十三条第三号ロ及び第十四条第三号ロ」に改める。

第一号様式の欄の注意事項のイ中②を③とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 入居申込者及び同居予定者が滞納税を滞納していないことを証明する書類
第十九号様式の注のイ中②を③とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 入居者、同居者及び新たに同居させようとする者が滞納税を滞納していないことを証明する書類

第二十号様式の注のイ中③を④とし、②を③とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 申請者及び同居者が滞納税を滞納していないことを証明する書類

附 則

この規則は、平成二十六年十二月一日から施行する。

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十三号

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則

青森県特定公共賃貸住宅規則（平成九年七月青森県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 入居申込者及び同居予定者が県税を滞納していないことを証明する書類

第十五条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 同居承認申請者、同居者及び新たに同居させようとする者が県税を滞納して
ないことを証明する書類

第十六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第
一の次に次の一号を加える。

二 入居継続承認申請者及び同居者が県税を滞納していないことを証明する書類
第一号様式の(夤)の注意事項の1中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 入居申込者及び同居予定者が県税を滞納していないことを証明する書類
第十四号様式の注の1中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 入居者、同居者及び新たに同居させようとする者が県税を滞納してい
ないことを証明する書類

第十五号様式の注の1中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。
(2) 申請者及び同居者が県税を滞納していないことを証明する書類

附 則

この規則は、平成二十六年十二月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭